

## 令和8年度 江別市防災会議委員募集要領

### 1 目的

江別市防災会議（以下「防災会議」という。）は、災害対策基本法に基づき、市の防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市長の諮問に応じて市に係る防災に関する重要事項を審議するため設置しております。防災会議は、自助・共助・公助それぞれの観点から審議する必要がありますことから、市民公募委員（以下「委員」という。）を募集します。

### 2 防災会議の所掌事務

- (1) 江別市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前2号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

### 3 委員としての任期

令和8年7月1日から令和10年6月30日まで

### 4 応募要件

次に掲げる項目のすべてに該当する方

- (1) 市の防災・減災対策に関心がある方
- (2) 地域の防災活動や防災に関わる業務に従事している方または従事していた方
- (3) 市内に在住または通勤・通学している方
- (4) 委員として委嘱しようとする日に、年齢が満18歳以上の方
- (5) 委員として委嘱しようとする日に、法令または条例等に基づき市が設置した3以上の附属機関等（審議会、その他これに準ずるものを含む。）の委員として委嘱されていない方
- (6) 委嘱期間中に数回開催（平日日中）される会議に出席できる方

### 5 公募人数

2名以内

### 6 選考方法等

- ・選考は、「9 応募方法」に記載の応募用紙の記載内容を精査し、また小論文の評価・採点により行います。
- ・小論文の評価・採点は、以下のア～カを基準とします。
  - ア テーマに沿った記述をしているか
  - イ 江別市地域防災計画に基づく、災害時の自助・共助・公助の役割を理解しているか

- ウ 防災・減災対策に対して、市民の目線から建設的な意見が述べられているか
  - エ 内容に公平性・中立性が感じられるか
  - オ 当市の災害リスクについて理解しているか
  - カ 当市の状況を理解し、現実的な内容となっているか
- ・上記のほか、委員の年齢構成、男女比などを総合的に勘案し選考します。

## 7 報酬

日額（1回の会議出席につき） 5,800円

## 8 応募期間

令和8年5月1日（金）～令和10年5月22日（金）【必着】

## 9 応募方法

### (1) 提出書類

- ・応募用紙（1）
- ・応募用紙（2）：小論文テーマ「江別市の地域防災力向上について」  
※800字以内（任意様式可）

### (2) 提出方法（以下のいずれかの方法）

- ・郵送（〒067-8674 江別市高砂町6番地 総務部危機対策・防災担当宛て）
- ・FAX（011-381-1070 総務部危機対策・防災担当宛て）
- ・持参（提出場所：総務部危機対策・防災担当（市役所本庁舎2階）  
／開庁時間：午前8時45分～午後5時15分）
- ・電子メール（提出先アドレス：kikitaisaku@city.ebetsu.lg.jp）

### (3) その他

- ・提出された書類はご返却いたしかねます。その旨あらかじめご了承ください。
- ・提出確認のため、受領後2開庁日以内にお電話にてご連絡します。電話連絡がない場合は、何らかの理由により書類が提出先へ送達されていない可能性があります。送信先（FAX番号やメールアドレス）に誤りがないか、また郵便の場合は配達状況等をご確認ください。

## 10 結果通知

令和8年6月中旬に、郵送にて通知します。

## 11 この件の問合せ先（担当部署）

江別市役所 総務部危機対策・防災担当

電話：011-381-1407（直通）

（対応時間：平日午前8時45分～午後5時15分）

- ※ FAX及びメールによるお問合せ先は、「9 応募方法」に記載のとおりです。
- FAX及びメールは、受信に時間を要する場合がありますが、受信・確認が遅れたことによる責任は担当部署では負いかねます。その旨ご了承ください。